

鳥取県告示第766号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年2月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年12月25日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

1 申請のあった年月日

平成21年12月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森と緑と子供を守る会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

松田 雅彦

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡琴浦町

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、広く地域社会に対して、子供たちの心身の健やかな育成を図る事業並びに子供たちを取りまく自然環境や地域の保全、安全を図る事業を行い、子供たちが明るい未来を描くことができ、誰もが安心して暮らせる活力ある社会づくりに寄与することを目的とする。